

# 岡山県自然環境保全審議会 全体会議 議事概要

1 日 時 平成30年10月12日（金） 13:30～14:30

2 場 所 岡山市北区桑田町1-13 メルパルク岡山「光琳」

3 議 事

(1) 諮問事項1：第12次鳥獣保護管理事業計画の変更について

(2) 諮問事項2：ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画の策定について

## 4 審議内容の概要

(1) 諮問事項1：第12次鳥獣保護管理事業計画の変更について

発言者	内 容
委 員	(意見なし)
会 長	諮問事項1については、継続審議とする。

(2) 諮問事項2：ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画の策定について

発言者	内 容
委 員	<p>①先日開催された、岡山県野生鳥獣保護管理対策協議会において、計画の素案について委員から意見があったが、修正したのか。</p> <p>②防護柵の設置によって加害レベルが変わる可能性があることについて、どう考えているか。</p>
事務局	<p>①まずは防護をしっかりと行うよう意見をいただいたが、防護対策を実施することを前提で記載しているため、素案は修正していない。</p> <p>②防護対策をしてきている中で、66群の調査をした結果の加害レベルである。今後も防護と捕獲を平行して対策を行い、その状況をモニタリング調査で把握し、どういう加害レベルになっているか評価したい。</p>
委 員	<p>加害レベルが高いサルの群れを除去することで、一時的に被害がなくなったり、軽減したりするが、好適な餌環境が維持されていれば、他の群れが出現し、同じように被害レベルを上げる可能性が非常に高い。</p> <p>加害レベルが高い群れを優先して駆除することも必要な対策の一つかもしれないが、防護柵や誘引物の除去など被害防止対策がきちんとされているにも関わらず加害レベルが高い地域について、優先して駆除してはどうか。</p>
事務局	<p>実際にサルの駆除を実施するのは市町村である。市町村がサルの駆除をする前段階として、捕獲実施計画を作成してもらうこととしている。再度モニタリング調査をし、その結果、加害レベルが4以上の場合は捕獲してもらう。</p>

	<p>また、計画において、捕獲を実施する集落において、集落ぐるみの体制ができていないか、しっかりとした防護体制ができていないかなどのチェックリスト作成することとしており、それができていないにも関わらず、加害レベルが高い場合は群れの除去を行う。県としては、そのチェックリストで集落における取組を確認することとしている。</p>
委員	<p>モニタリング調査は重要だと思うが、どのような判定方法で群れを識別しているのか。</p>
事務局	<p>県では、サルの被害が発生している集落に対する、目撃や被害情報についてのアンケート調査により群れを推定し、その後、専門業者が集落で聞き取り調査を行い、加害レベルや群れの行動域、配置をもう一度微調整し、今回、県の段階で66群が推定されている。</p> <p>今回、県が実施した集落へのアンケート調査は、実際に見たり、群れの数をカウントした訳ではないので、市町村で再度モニタリング調査を行い、群れごとの生息数などをカウントし、目標を立てたうえで捕獲してもらうことを考えている。</p>
委員	<p>住民のみなさんの目撃例によるもので、重複もあり得る調査ということか。</p>
事務局	<p>調査は専門業者に委託しているが、100%ではないが精度はかなり高いものだと聞いており、また、そのように認識している。</p>
委員	<p>捕獲後は具体的にどうするのか。</p>
事務局	<p>現在、大型の捕獲檻を使用することが中心で、捕獲されたサルに止め刺しとして使用しているのは銃や槍で、最近増えているのが電気止め刺し器である。最終的には焼却か埋設が中心となっている。</p>
委員	<p>せっかく捕獲したのだから、例えば、栄養状態や健康状態、被害が多く出る場所に群れによって出やすいとか出にくいなど、データをとることは考えていないのか。</p>
事務局	<p>今回の管理計画は、農林水産被害・生活環境被害を防止、軽減することが一番の目的である。被害を軽減することで共存できれば、必要以上に捕獲することもないため、あくまで被害防止のための目的として捕獲する。</p>
委員	<p>岡山県では調査をしていないと思うが、和歌山県では人獣共通感染症、SFTS が野生動物に感染して蔓延している。せっかく捕獲したのであれば、これについても調査をする方がよいのではないかと。</p>
事務局	<p>サルの駆除については、市町村から被害に対する有害捕獲許可を受けて捕獲する。調査ということになると、なかなか難しいのではないかと考える。</p>

会 長	これはかなり危機的というか、危ない病気になる可能性があるのか。
委 員	傷病鳥獣の保護で持ち込まれた猫を看た獣医さんが感染したという話がある。県民の保健衛生として取り組むことも可能ではないかと思うが、いかがか。
委 員	捕獲のついでに調査すればよいのではないか、わざわざ捕獲するよりサンプルがあるので一石二鳥ではないか、ということか。
委 員	そういう言い方もできる。
事務局	今の段階で調査ができると言えるかどうかわからない。市町村が有害捕獲の許可を出し、捕獲後は通常は埋設、焼却だが、検体として提供できるのか等研究したいと思う。
会 長	行政的には枠を超えての調整が必要になると思うが、県としては情報がある限り受け止めることが必要である。
委 員	<p>新興感染症と言われる、つい最近わかったものが出てきている。例えば、SFTS や日本紅斑熱なども含めて、捕獲した動物のデータをなるべく残せる体制を作った方がいいと思う。</p> <p>また、7月の水害時にため池の堤防をヌートリアが掘ったことによって決壊するということが起きた。ため池の堤防の管理体制も見直していかなければならないだろう。</p> <p>ツキノワグマについて、先日の哺乳類学会において、クマの下顎の小白歯を抜いて調べると、メスの場合、健康状態だけでなく、繁殖に成功したかまでわかるという話があった。繁殖状況や栄養状態のデータを蓄積する方が人身被害の防止につながりやすいのではないかと思う。捕獲したもののデータの集積は非常に大事だと思う。</p>
会 長	<p>科学的に防除することについて、行政としてはなかなか難しいが、これを契機にぜひ検討していただきたい。</p> <p>(意見なし)</p>
会 長	諮問事項1、諮問事項2については、皆様からいただいた御意見を踏まえて、最終案を事務局にまとめてもらう。今回はどちらも継続審議とする。